## 介護職員処遇改善加算の算定上の留意点

## - 加算の総額(収入)と賃金改善所要額(支出)について -

介護職員処遇改善加算は、介護職員処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間内において、 介護職員の賃金改善に要する額(賃金改善所要額)が加算の総額を上回ることが、算定要件と なっています。

そのため、事業者は、毎月の介護報酬(加算)の請求の際には、当該加算による収入を把握 し、計画書に定めた賃金改善実施期間内に介護職員に対する賃金改善を行い、必ず賃金改善所 要額が加算の総額を上回るように注意してください。

- (例) 平成 27 年度の介護職員処遇改善加算の賃金改善実施期間を平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までと設定している場合
  - ・ 加算を算定する最後のサービス提供月 3月
  - ・ 3月サービス提供分に係る国保連に対する介護報酬(加算)請求月 4月
  - ・ 上記に係る介護報酬(加算)の国保連からの支払月 5月

この場合、加算の支払月である5月時点では、既に賃金改善実施期間(3月)が終了してしまっているため、この分は賃金改善に充当できません。

この期間の加算の収入をあらかじめ見越した上で、賃金改善実施期間内(上記の設定の場合は3月末)までに賃金改善を終了できるよう注意してください。

※ 当該加算が算定できる要件は、賃金改善所要額が加算の総額を上回ることであり、剰余金を返還することはできませんので、賃金改善実施期間内にすべて使い切るようにしてください。